

令和4年度 兵庫県水道事業広域連携等推進会議

日時：令和4年5月24日（火）11：00～
場所：兵庫県中央労働センター 大ホール
※オンライン配信を併用するハイブリッド会議

次 第

1 開会

2 あいさつ、広域化の経緯等について（兵庫県企業庁水道企画官）

3 議事

（1）R4年度の水道広域化にかかる取組みについて（兵庫県企業庁水道課）

（2）水道広域化推進プランの改定等について（兵庫県総務部市町振興課）

4 質疑応答

5 閉会

R4年度 水道広域化に係る取組みについて

令和4年度第1回兵庫県水道事業広域連携等推進会議
令和4年5月24日
兵庫県企業庁水道課

1

本日本話しする内容

- ① 兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書(H30.3)
 - ・提言内容
 - ・連携方策等
- ② これまでの広域連携取組み
- ③ 水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)
 - ・今後実施・検討していく取組みについて
 - ・DXの活用について(情報提供)
- ④ R4年度の広域連携取組み
 - ・ブロック会議の開催
 - ・その他連絡事項

2

①兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書(H30.3) 提言内容

水道事業を取り巻く課題への対応方策として3項目を提言

【提言1】

- 地域特性に即した対応方策(広域連携等)の検討・実施
→地域別協議会でソフト・ハードの連携方策を検討

【提言2】

- 不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり
→まちづくり技術センターに上水道部門を設置

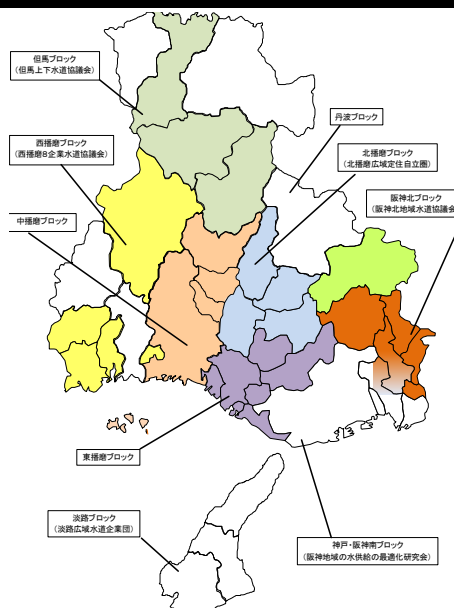
【提言3】

- 国に対する財政措置・制度改正の要請・提案

提言1の実現にむけて平成30年度から 地域別協議会を開催

①兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書(H30.3) ハード面の連携方策

- 市町間を越えた
 - ・施設の統廃合
 - ・管路の相互接続
 を抽出
- 施設や管路の更新時期を見据えた検討が必要
- 広域連携で達成すべき目的
 - ・上流域から下流域への給水による合理化
 - ・既存水源の有効活用
 - ・重複投資の回避
 など



①兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書(H30.3) ソフト面の連携方策

経営合理化は喫緊の課題

○即座に取り組むべき対応方策として、
複数市町でのスケールメリット創出に繋がる取組を抽出

【検討例】

- 維持管理業務の共同委託
→収納・検針業務、施設運転管理業務などの共同委託
- 各種システムの共同化
→料金システム、会計システムなどの保守管理の共同化
- 資材等の共同購入
→材料、薬品、緊急資材などの共同購入
- 水質検査業務の合理化
→近隣市町との受託・委託、設備の共同設置
など

5

①兵庫県水道事業のあり方懇話会報告書(H30.3) 用水供給事業(県水)と市町水道との連携(垂直連携)

【検討例】

- ・浄水場統廃合に伴う水源転換
- ・配水池統廃合に併せた水源転換
- ・水源複数化によるリスク分散



②これまでの広域連携取組み 実現した取組み(H30～R3)

- ①新温泉町と朝来市による「水道施設台帳共同電子化」
- ②但馬5市町による「メーターの共同購入」
- ③但馬・丹波ブロック合同での経理事務担当者会議の開催
- ④加東市と丹波篠山市の連絡管接続
- ⑤関係4市町による「メーター共同購入」
- ⑥神戸市による「経理事務担当者会議」の開催
→近隣の10事業者が参加
- ⑦緊急時の水質検査に関する県企業庁と阪水・県企業庁と神戸市の協定

7

②これまでの広域連携取組み 連携効果の一例

水道メーター共同購入 北播磨地域における効果額

事業者名	製品内容	(単位：千円)									
		R 2			R 3			R 2～R 3 効果額合計			2か年での経費縮小率 (B3) / (A3)
		効果額 (A1-B1)	単独購入 (A1)	共同購入 (B1)	効果額 (A2-B2)	単独購入 (A2)	共同購入 (B2)	効果額 (A3-B3)	単独購入 (A3)	共同購入 (B3)	
西脇市	パター	約380	3,920	3,530	約520	3,770	3,250	約900	7,690	6,780	88%
加東市	修理	約420	3,420	3,000	約710	3,220	2,510	約1,130	6,640	5,510	82%
多可町	パター	約150	1,490	1,330	約280	1,650	1,360	約430	3,140	2,690	85%
加西市	パター	約530	4,610	4,080	約760	4,460	3,690	約1,290	9,070	7,770	85%

**共同購入実施前と比較し2年間で各市町とも2割を超える
経費削減(▲43万～▲129万円)となった**

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

①今後実施・検討していく取組みについて(ハード連携)

阪神南・淡路グループ
 ・阪水受水に向けた調整・施設整備
 (阪神水道企業団→明石市)
 ・県水受水に向けた調整・施設整備
 (県企業庁→明石市)

阪神北グループ
 ・施設の統廃合、共同利用
 (川西市→猪名川町)

但馬グループ
 ・連絡管接続による区域外給水
 (朝来市→養父市)

北播磨グループ
 ・連絡管接続による区域外給水
 (多可町→西脇市)

中播磨グループ
 ・連絡管接続による応急給水
 (姫路↔高砂)

東播磨グループ
 ・連絡管接続による区域外給水
 (三木市→稲美町)

丹波グループ
 ・県水受水による垂直連携
 (県企業庁→丹波市)
 ・福知山市との連絡管接続

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

①今後実施していく取組みについて(ソフト連携)

阪神南・淡路グループ
 ・開催している研修会への相互参加(継続)
 ・経理事務担当者会議の開催
 (継続)(事務局:神戸市)
 ・県水との緊急時水融通(継続)
 (阪神水道企業団)
 ・阪水・神戸市への水質検査委託(継続)

阪神北グループ
 ・既存協議会による職員研修会等の開催(継続)

中播磨グループ
 ・経理事務担当者会議の開催
 (当初事務局:姫路市)
 ・補修資機材リストの共有
 ・メーター、薬剤、補修資材の共同購入
 ・水質検査の共同委託

但馬グループ
 ・メーターの共同購入(継続)
 ・補修資機材リストの共有
 ・経理事務担当者会議の開催(継続)
 (丹波Gと共催)

西播磨グループ
 ・補修資機材リストの共有
 ・メーター、薬剤、補修資材の共同購入
 ・水質検査の共同委託

東播磨グループ
 ・補修資機材リストの共有
 ・メーター、薬剤共同購入
 ・水質検査の共同委託

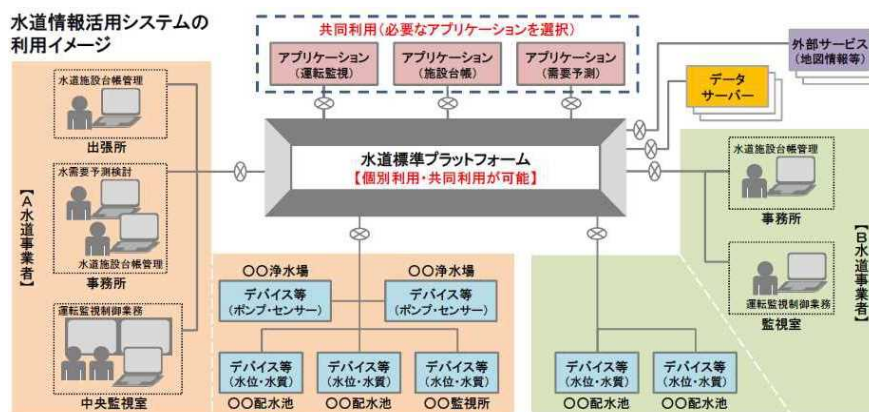
北播磨グループ
 ・検満メーター(継続)、薬剤の共同購入
 ・施設維持管理の共同委託
 ・事務系職員連携会議の開催(体験版の開催)

丹波グループ
 ・運転管理業務の共同委託
 ・料金徴収業務の共同委託
 ・メーターの共同購入
 ・水質検査の共同委託
 ・経理事務担当者会議の開催(継続)
 (但馬Gと共催)

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

②DXの活用について(情報提供)

・水道標準プラットフォーム



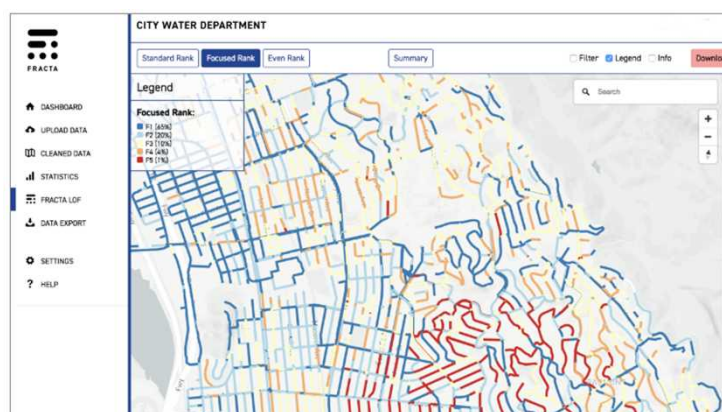
出典 厚生労働省HP「水道情報活用システム導入支援事業の概要」

11

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

②DXの活用について(情報提供)

・AIによる管路劣化診断



出典 FRACTA社HP

12

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

②DXの活用について(情報提供)

• 衛星写真漏水調査



出典 J21提供資料

③水道事業連携実施計画 中間とりまとめ(R4.3)

②DXの活用について(情報提供)

• スマートメーターの導入



出典 大阪市水道局HP

④R4年度の広域連携取組み
ブロック会議、経理事務担当者会議の開催について

- ブロック会議(地域別協議会)の継続実施
→今年度は8月～9月に開催予定
- 経理事務担当者会議の実施(のお願い)

15

④R4年度の広域連携取組み
その他連絡事項

- 実施計画は今後、新たな連携事業を反映して更新
- 補助の要件となる場合があるので、複数市町にまたがる事業(緊急時連絡管など)がある場合は、事前にご相談ください。

16

水道広域化推進プランの改定等について

1 経緯

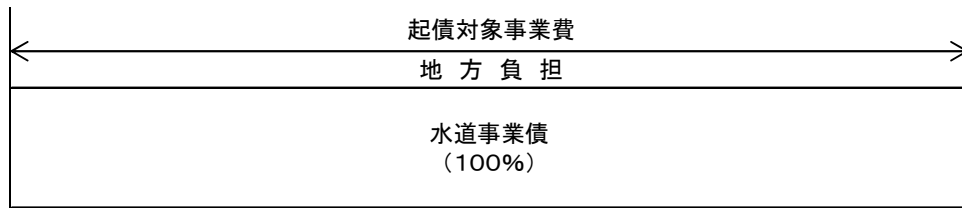
- (1) 本県は、国からの「水道広域化推進プラン」策定依頼に先駆けて、兵庫県水道事業のあり方懇話会を設置し、「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書（以下、県報告書）」として同会の提言を取りまとめた。
- (2) 県報告書は「兵庫県水道広域化推進プラン（以下、県プラン）」として位置づけられ、令和元年には、新温泉町水道管路管理システムの構築が県プランに基づく事業として実施された。

- H28. 2. 29 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討再生の構築等について（総務省）
H28. 3. 2 水道事業の広域連携の推進について（厚生労働省）
H28. 5. 26 兵庫県水道事業のあり方懇話会設置（兵庫県）
H30. 3. 19 「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書」取りまとめ、県知事へ手交
H31. 1. 25 「水道広域化推進プラン」の策定について（総務省・厚生労働省連名）
R1. 9. 2 新温泉町の広域化分を含む地方債の同意等通知（総務省）
※ 「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書」を兵庫県の「水道広域化推進プラン」として位置づけ

【水道事業（地方単独事業）に係る地方財政措置】

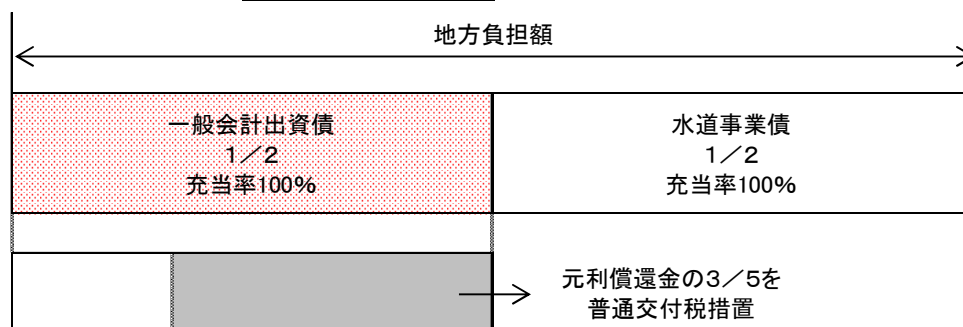
○ 水道事業債

水道事業が必要とする建設改良のための経費の地方負担額（地方財政措置なし）



○ 一般会計出資債（水道化広域推進プランに基づく事業に適用）

「水道広域化推進プラン」に基づき、広域化のために実施する事業の地方負担額の1/2に相当する額（地方財政措置あり）



2 現状及び課題

県プラン作成から4年が経過し、その後に検討が進んだ「広域連携を推進するための実現可能な短期的取組」が盛り込まれておらず、普通交付税措置を受けられる一般会計出資債を申請することができないため、県プランの改定が必要である。

3 県プランの改定方法

以下のとおり県プランを改定する（別添「イメージ」参照）。

- ① 県プラン（県報告書）を改定後の県プランの第1章とする。
- ② 「兵庫県水道事業連携実施計画（県企業庁水道課）」の内容※を、改定後の県プランの第2章（広域連携を推進するための実現可能な短期的取組）とする。
※ 個別事業の説明資料（事業概要や図面等を想定）を追加
- ③ 上記の第1章・第2章に表紙・目次等を加え、改定後の県プランとして公表

4 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年 8月	令和5年度に広域化のために実施する地方単独事業（一般会計出資債を申請するものに限る。）について調査（県→市町）
9月	県プラン改定に必要な書類※を提出（市町→県） ※ 事業概要や図面等を想定
10月以降	令和5年度当初予算要求作業、議会事前説明（県及び市町）
11月	県プラン改定案作成 ※ 兵庫県水道事業連携実施計画の内容を含む。
12月	県プラン改定案完成
令和5年 2月	令和5年度当初予算案の議会根回し※（県及び市町） ※ 県プラン改定案（首長査定後）の説明含む。
3月	令和5年度当初予算成立、改定後の県プランをHP等で公表
5月	令和5年度起債申請（市町→県→国）

※ 翌年度以降についても、改定の必要があれば同様のスケジュールを想定

イメージ

兵庫県水道広域化推進プラン

令和 年 月改定
兵 庫 県

は し が き

本県では、県内水道事業体が抱える人口減少等に伴う経営状況の変化、施設の計画的更新・耐震化への対応、専門人材の確保・育成等の対応方策などについて広く検討することを目的とした「水道事業のあり方懇話会（以下「懇話会）」を平成 28 年 5 月に設置しました。

平成 30 年 3 月に「兵庫県水道事業のあり方に関する報告書（以下「報告書）」として懇話会の提言を取りまとめましたが、この報告書は、後に平成 31 年 1 月に総務省及び厚生労働省から策定要請を受けた「兵庫県水道広域化推進プラン（以下「プラン）」に位置づけられました。

その後、プランをもとに地域協議会等での議論を継続し、このたび、現時点における、広域連携を推進するための実現可能な短期的取組を工程とともに示した「兵庫県水道事業連携実施計画（以下「連携実施計画）」を新たに策定しました。

今回のプラン改定は連携実施計画の内容を反映したものであり、今後も、取組の進捗状況等に合わせて、同様に改定を行います。

令和 年 月

市町振興課長	○	○	○	○
生活衛生課長	○	○	○	○
企業庁水道課長	○	○	○	○

兵庫県水道広域化推進プラン

(令和 年 月改定)

～ 目 次 ～

第 1 章 兵庫県水道事業のあり方に関する報告書

(平成 30 年 3 月)

第 2 章 広域連携を推進するための実現可能な短期的取組

兵庫県水道事業のあり方に 関する報告書

人口減少社会における
持続可能な水道システムの確立を目指して

～ 未来への扉を開く、^{たすき}襷をツナグ処方箋 ～

平成30年3月

兵庫県水道事業のあり方懇話会

広域連携を推進するための 実現可能な短期的取組

※ 次ページ以降に「兵庫県水道事業連携実施計画」及び
同計画の内容を補足する個別事業の概要・図面等を添付